

維持管理計画書

吉川市一般廃棄物最終処分場維持管理計画書

吉川市一般廃棄物最終処分場の維持管理計画を以下のように行う。

1 搬入管理

(1) 計測・記録

搬入される廃棄物は、吉川市環境センターに設置された計量器により測定管理及び記録する。

(2) 埋立物の確認

搬入時には目視にて埋立不適物が混入しないように管理する。

不法投棄及び関係者以外の立入を防止するために、最終処分場の周囲に高さ1.8mのフェンス、また搬入道路からの進入口には門扉を設置する。

2 埋立管理

(1) 埋立廃棄物

当処分場における埋立対象物は不燃ごみを対象とし、感染性一般廃棄物等は混入しないものとする。

(2) 埋立作業

埋立作業及び安全管理は、日常2人の環境センター職員、委託業者により埋立作業を行う。

埋立を行う廃棄物に対し、飛散等防止対策を行うものとし、以下に対策を示す。

ア 粉じん発生対策

(ア) 強風時粉じん発生の恐れのある場合には、覆土による対策をする。

(イ) 強風時に埋立作業を行う場合には、飛散の恐れが高いため、埋立作業を中止するなどの措置をする。

(ウ) 不燃ごみ埋立後は、転圧作業を行う。

(エ) 埋立終了後には、最終覆土により景観の向上と跡地利用を考慮した最終覆土を50cm行う。

イ 粉じん飛散防止対策

(ア) 最終処分場周囲には、飛散防止のフェンスを設置する。

(イ) 処分場周辺に飛散防止及び緑化のための植栽をする。

ウ 運営方法の対策

(ア) 強風時に搬入を行う場合には、飛散しやすいので、搬送を中止

するなどの措置をする。

- (イ) 運搬車両に付着して埋立地外へ運び出さないようタイヤ等の洗浄を場内で行う。

エ 不燃ごみ流出防止

埋立周辺の地表水が埋立地へ流入することを防止するための開渠に集められた雨水等は、遊水池に溜められた後、公共用水域に放流されるため、埋立に当たっては開渠等へ不燃ごみが流出しないようにするとともに、万一流出した場合には速やかに開渠等を清掃し、処分場内に埋め戻すなどの適切な処分をする。

3 地下水の管理

- (1) 埋立地からの浸出水によって、地下水が汚染されていないことを確認するために、環境センター職員、委託業者による日常点検のほか、法に定める検査を行う。
- (2) 水質の管理方法及び緊急時対応
環境センター職員、委託業者による日常点検のほか、法に定める検査を行う。緊急時には、早急に適切な応急処置を行うと同時に設備の緊急停止を行う。
- (3) 検査項目及び頻度
別紙の検査項目及び頻度表による。
- (4) 採水場所
別紙及び図—6のモニタリング位置による。
その結果、水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査及び生活環境保全上必要な措置を講ずる。
- (5) 電気伝導率及び塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、他の有価物の場合と同様にダイオキシン類について測定を行う。その結果、水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査及び生活環境保全上必要な措置を講ずる。

4 浸出水処理施設

- (1) 運転・薬品管理
浸出水処理施設の運転及び薬品の日常管理は、技術管理者、委託業者により実施する。また機械設備等の定期点検を年1回実施する。
- (2) 管理方法及び緊急時対応
浸出水、放流水等の管理は、環境センター職員、委託業者による日常点検のほか、法に定める検査を行う。緊急時には、早急に適切な応急処置を

行うと同時に設備の緊急停止を行う。

放流水質を測定した結果、BOD、COD及びSS等の濃度が異常値を示した場合には、速やかに原因を研究し、改善措置を講ずる。

(3) 検査項目及び頻度

別紙の検査項目及び頻度表による。

(4) 採水場所

別紙及び図-6のモニタリング位置による。

その結果、水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査及び生活環境保全上必要な措置を講ずる。

5 雨水排水管理

埋立地周辺の雨水が埋立地内に流入することを防ぐため、埋立地外周にU字溝等の排水施設を設置し、これによって集水した雨水を遊水池へと流入させる。

また、排水施設は毎日目視により監視を行うものとし、土砂等の堆積が確認された場合は、速やかに清掃を行うものとする。

6 貯留構造物の点検

豪雨、地震等の災害により、貯留構造物に異常が確認された場合は、速やかにこれを修復するものとし、日常的にも目視等により常時監視を行う。

7 維持管理記録

当処分場における維持管理については、その検査測定結果等を一般廃棄物処理施設における維持管理の記録書により記録保管する。

8 処分場廃止

(1) 最終覆土

当処分場の埋立完了後は、廃棄物の飛散及び流出のないよう土砂による厚さ50cmの最終覆土を行う。

(2) 廃止手続

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準に従い、本計画の処分場を廃止する。

(3) 廃止後の管理

処分場廃止後においても継続的に検査測定管理を行い安全管理が確認された時点で閉鎖する。

処分場としての用途の廃止及び廃止後の跡地利用をよりの確に行えるよう跡地利用者が廃棄物の種類や量等に関する情報公開ができるように、管理台帳を廃止後においても継続的に管理する。

9 跡地利用計画

運動公園用地として利用することを予定している。

検査項目・頻度・採取場所

※採取場所は図-6モニタリング位置図による。

周辺地下水モニタリング		
調査項目	頻度	採取場所
電気伝導率	1回/月	敷地内モニタリング孔
塩化物イオン濃度	1回/月	(水上・水下各1箇所)
地下水検査項目※1	1回/年	

※1 検査項目及び規制値は、以下のとおりとする。

- ・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第2に定める項目及び規制値
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第1項及び平成11年12月17日環境庁告示第68号に定める基準。

浸出水モニタリング		
調査項目	頻度	採取場所
浸出水検査項目※2 (重金属を含む排水基準等に係る項目)	1回/年	処理施設入口(計量槽)
水素イオン濃度・BOD・COD・SS	1回/月	処理施設出口(放流ピット)

※2 検査項目及び規制値は、以下のとおりとする。

- ・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第1に定める項目及び規制値
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3項に定める基準。

